

2023年5月10日

各 位

東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員
松崎 善則
(コード番号：7606 東証プライム)
問い合わせ先
I R 部 部長 三井 俊治
電 話 番 号 03-5785-6637

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。以下、断りが無い限り、同じとする。）および執行役員（以下「取締役等」という。）に対して、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2023年6月26日開催の第34回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2020年6月19日開催の第31回定時株主総会に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2021年7月13日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を兼務しない執行役員についても同様の制度を対象とすることを決議しておりますが、本株主総会での承認可決を条件として、譲渡制限付株式報酬制度に係る当該報酬枠を廃止し、今後新たな譲渡制限付株式の交付は行わないことといたします。ただし、すでに交付した譲渡制限付株式は今後も存続します。

記

1. 導入の背景および目的

当社は1989年10月の創業時に「日本の生活文化のスタンダードを創造することで社会に貢献する」という主旨の「設立の志」を掲げました。当社ではこの創業の志について、本質を変えず常に時代に即した表現へ改定を行いながら「経営理念」として掲げ続けており、これを全取締役・従業員の職務執行上の拠り所としています。

また、当社は「5つの価値創造」を経営理念の中に包含しています。5つの価値とは「お客様価値」「従業員価値」「取引先様価値」「社会価値」「株主様価値」であり、当社に関わるすべてのステークホルダーの価値を高めていくことを会社の使命としています。

当社は、これらの価値向上に資するインセンティブプランとしての役員報酬を検討してまいりましたところ、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をさらに明確にし、取締役等が株

価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績および企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、譲渡制限付株式報酬制度に代えて本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。当社は、本制度の導入により、役員向け株式報酬制度のうち、信託型株式報酬制度と譲渡制限付株式報酬制度で得られるメリットを最大限に活用できるものと判断いたしております。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、本制度に基づき、取締役等に対して「RS給付」および「PSU給付」の2種類の給付を行うこととし、各給付の概要は以下のとおりとします。

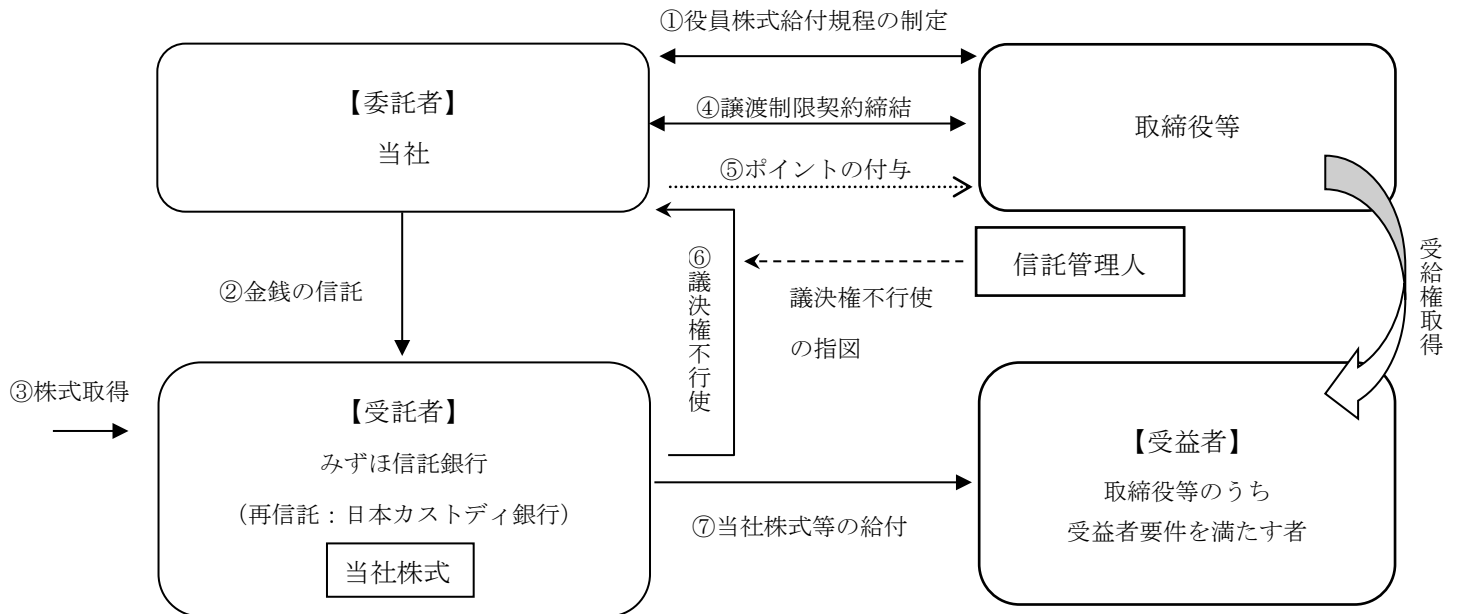
①RS給付

RS給付に関して、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中にRS給付に係る当社株式（以下「RS株式」という。）の給付を受ける場合、取締役等は、RS株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けたRS株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

②PSU給付

PSU給付に関して、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として中期経営計画最終年度の翌事業年度とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けたRS株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、RS給付に関しては毎年一定の時期に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に、取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与され、PSU給付に関しては調整されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、RS給付に関しては退任時に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とする。）および執行役員

(3) 信託期間

2023年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了する。)

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(2023年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、3事業年度当たり256,100ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、256,100株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2023年5月9日の終値1,981円を適用した場合、上記の必要資金は、約507百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等は、以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとし当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、3事業年度当たり256,100ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は256,100株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、RS給付およびPSU給付それぞれにつき役員株式給付

規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与され、P S U 給付に係るポイントについては、中期経営計画最終年度の翌事業年度に、中期経営計画の業績達成度等に応じて調整されます。取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、256,100ポイント（うち、取締役分として165,600ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数256,100株の発行済株式総数28,495,284株（2023年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.9%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までに当該取締役等に付与され、P S U 給付に関しては調整されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

（7）当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、R S 給付に関しては毎年一定の時期に、P S U 給付に関しては中期経営計画期間最終年度の翌事業年度に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として、R S 給付に関しては退任時に、P S U 給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中にR S 株式の給付を受ける場合、取締役等は、R S 株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けたR S 株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととし、すでに給付した当社株式等がある場合は、株式等相当の金銭の返還請求ができることとします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付されるRS株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中にRS株式の給付を受ける場合、取締役等は、RS株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、RS株式の給付を受けるものとする。）。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、RS株式の給付を受けた日から当社または当社の子会社（以下「当社グループ」という。）における取締役および執行役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けたRS株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと。

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること。

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役または執行役員たる地位の全てを正当な理由により退任または死亡により退任した場合で、かつ、RS株式の給付を受けた日から退任日までの間、継続して、当社グループの取締役または執行役員であったことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること。なお、譲渡制限を解除する株式の数は、必要に応じて合理的に調整すること。

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とするRS株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権

の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2023年8月 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2023年8月 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2023年8月 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)
- ⑩株式の取得方法 : 主として当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得する方向で検討しております。

以上